

国内手配旅行条件書

お申込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。

1.手配旅行契約

- (1)この旅行は手配旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と手配旅行契約（以下「契約」という）を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本旅行条件書及び申込金領収書等の契約締結年月日を証する書面（以下「契約書面」といいます。）のほか標準旅行業約款手配旅行契約の部（以下「旅行業約款」といいます。）によります。旅行業約款をご希望の方は、ご請求ください。旅行業約款は当社ホームページからもご覧になれます。

2.旅行のお申込み・契約成立時期

- (1)所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます。）に所定事項を記入の上、旅行代金の20%相当額以上の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2)お申込みいただくご契約の手配（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受取」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの單一の手配においては、口頭（お電話）によるお申込みをお引き受けすることができます。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。
- (3)上記(2)にかかわらず次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 - ①お申込金の支払を受けることなく、契約の締結する旨の書面を交付し、お客さまへ到達したとき。
 - ②旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約が成立します。）
- (4)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3.お申込み条件

- (1)18歳未満の方のみのご旅行の場合、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- (2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参画にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (3)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能なかつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いします。又は画面でそれらを申し出してくださいことがあります。
- (4)当社は、お客さまが次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客さまが暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客さまが風説を流し、偽証を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- (5)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4.旅行業務取扱料金

ご旅行の予約手配、変更、取消、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

- (1)旅行取扱料金（手配旅行契約）

内 容	料 金
運送機関と宿泊機関・航空券・観光券等の複合手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内 (下限は下記取扱料金下限の合算額)
宿泊機関を単独で手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内 (下限550円)
JR・航空以外の運送機関を単独で手配する場合	1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円)
航空券を単独で手配する場合	1人1区間につき航空運賃の20%以内 (下限1,100円)
観光券等を単独で手配する場合	サービス機関1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円)
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	添乗員1人1日につき33,000円
宿泊機関の予約・手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)	1件1手配につき1,100円
JR・航空券以外の運送機関、観光券等の予約・手配の変更	1件1手配につき1,100円
航空券の予約・手配の変更	1人1区間につき1,100円
宿泊機関の予約・手配の取消 (未使用宿泊券の清算手続がある場合はそれを含む。)	1件1手配につき1,100円
JR・航空券以外の運送機関の予約・手配の取消 (未使用乗車券船券の清算手続がある場合はそれを含む。)	1件1手配につき1,100円
航空券の予約・手配の取消	1件1手配につき1,100円
連絡通信費	お客さまの依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合 1件につき 550円 (電話料、通信料は別)

(注)お客さまの希望により、変更または取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

(注)同一の宿泊機関に適用する場合は、まとめて1件として扱います。

(注)上記料金には消費税が含まれています。

(2)旅行相談料金(旅行相談契約)

区分	内 容	料 金
	(1)お客さまの旅行計画作成のための相談	基本料金(30 分まで) 以降 30 分ごと
	(2)旅行計画の作成	旅行日程1日につき
観光	(3)旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 旅行日程1日につき
旅行	(4)運送機関の運賃・料金の見積り	1件につき
	(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A版)1枚につき
	お客さまの依頼による出張相談	上記(1)から(5)までの料金に

(注)上記料金には消費税が含まれています。

5.契約責任者によるお申込み

- (1)当社は、団体・グループを構成するお客さまの代表（以下「契約責任者」といいます。）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6.旅行代金及びお支払期限

- (1)旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2)当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

7.契約内容の変更

- お客さまから契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
 - ②当社所定の変更手続料金

8.契約の解除

- (1)お客さまが旅行契約を解除するときは以下の料金を申し受けます。
 - ①第4条に掲げる旅行業務取扱料金
 - ②お客さまがすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③お客さまがまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 - ④前③の旅行サービスの手配の取消に係る取消手続料金
- (2)お客さまが第3条(4)の①から③のいずれかに該当することが判明したときは契約を解除し(1)の料金を申し受けます。

9.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意または過失によりお客さまに損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日内に当社に対して通知があったときに限り、お客さま1名につき15万円を限度（当社の故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。
- (2)お客さまが次に掲げるような事由により損害をこうむらぬても、当社は(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10.お客さまの責任

- (1)お客さまの故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客さまからの損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又はサービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11.個人情報の取り扱い

- (1)当社は、申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客さまとの間の連絡のために利用させていただくほか、旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載）の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続き、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き、に必要な範囲内で利用させていただきます。
- *このほか、当社では、①当社、販売店及びこれらと連携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご感想等の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客さまの個人情報を利用させていただきます。
- (2)当社が取得する個人情報は、お客さまの氏名、年齢、性別、電話番号、住所、Eメールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別の配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応する（又は応じられない旨的回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただきますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3)当社が(2)の個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られないことがあります。また同意を得られないことにより、お客さまの希望する手配等が行えない場合があります。
- (4)当社は、(1)により、運送・宿泊機関等に対してお客さまの氏名、年齢、性別、電話番号その他手配をするために必要な範囲内に必要な範囲内の情報を電子的方法で送付して提供します。また、万一事故が発生したときに限り、保険会社に対して保険手続きに必要な範囲内の情報を電子的方法で送付して提供します。
- (5)当社は、旅行先でのお客さまの手荷物運送等及びお買いもの等の便宜のため、当社の保有するお客さまの個人データを運送業者や免税店に提供することがあります。この場合、お客さまの氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法で送付して提供します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込み時にお申し出ください。
- (6)当社が保有するお客さまの個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止を希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、パンフレット等の書面及びホームページに記載されている当社の連絡先までお申出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。
- (7)万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客さまにご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

12.その他

- (1)その他の事項につきましては「旅行業約款（手配旅行契約の部）」によります。
- (2)国内手配旅行については、旅行傷害保険を付保しておりません。安心してご旅行をしていただくために、お客さま自身で旅行傷害保険に加入されますようお勧めいたします。

13.旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、契約書面に明示した日となります。

宮城県知事登録旅行業第2-346号 一般社団法人全国旅行業協会正会員

〒989-6165 宮城県大崎市古川十日町6-3

一般社団法人みやぎ大崎観光公社

TEL0229-25-9620 FAX0229-25-9650